FP相続新聞【相続貧乏にならないために】

自社株相続は評価の低い配当還元株で!

平成29年11月号

●見すると何の変哲もない町工場であっても、長い年月を経過した会社の株式は思いがけない高額な評価になることがあります。この自社株の相続対策に有効な手法として、事業承継

時職支と時算税度みの金払相精課制を合とい続



せた方法がありますが、それ以外にも自 社株の評価区分に着目し評価額の引き 下げを図ることができます。

- ●自社株評価の原則的評価方式は、会社の規模に応じて、①その会社の事業内容と類似する上場会社の株価に3つの比準要素(配当・利益・純資産価額)の割合などを乗じて計算した類似業種比準方式によって評価する「大会社」、②個人規模の会社財産を相続税評価額により評価替えして純資産価額により評価する「子会社」、③前記の併用方式によって評価する大会社と子会社の中間にある「中会社」、に区分された評価方式によって計算されます。ただし、いずれの会社も純資産価額方式を選択できます。
- ●従業員数 100 人以上は「大会社」となり、 100 人未満は業種別に従業員数を加味 した純資産基準と取引金額の大小によって「中会社」又は「子会社」となります。自 社株単価を引き下げるには、会社区分を 確認し類似業種比準価額がより低い場合 には、会社規模区分をランクアップするよう に従業員数、総資産価額、取引金額等を 増やすことを考えます。また 1 株当たりの

利益を下げる、1株当たりの配当金を引き 下げる、等を検討します。

- ●一般的に中小会社の多くが、同族関係 者(6親等内の血族、3親等内の姻族等) の有する株式が50%超である同族会社 といわれていますが、同族株式に該当す るすべての人が前記の原則的評価方式 によって評価されるわけではありません。 同族株主のうちでも、大株主は会社支 配・経営権を有するという意味がある一方、 その他の株主にとっては配当を受ける権 利の意味しかなく、支配権を有しない株 主は配当環元方式である「特例的評価方 式」によって評価され、評価額を大きく下 げることができます。その評価額は、その 株式の年配当額を10%の還元率で割り 戻した金額で求められ、例えば、1株当た り額面 50 円の株式で年 5 円の配当の場 合、50円が相続税評価額となります。
- ●該当株主は、その会社の中心的な株 主でなく、かつ役員でない議決権割合が 5%未満の株主です。従って、配当還元 価額によって評価することができるように するためには、①子等が会社経営に関 わる予定がない場合には、生前贈与又は 遺言書で取得後の議決権割合が5%未 満になるように子や配偶者、孫等に分散 して移転する、②認められるか否かは保 有株数ではなく、議決権割合が5%未満 かどうかで区分されますので、保有株式 の一定割合を無議決権株式へ変更する ことによって議決権割合を引き下げる、③ 遺産分割を工夫する等により適用条件を 満たすようにします。しかし、自社株を分 散しすぎると、同族の支配権に影響したり、 また分散した後に株を買い戻そうとした場 合、配当還元額で移転した株であっても、 同族株主が買い戻すときは、原則的評価 方式による価額でないと贈与税が課税さ れる可能性が高いので注意が必要です。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士・社会保険労務士 加藤幸三郎